

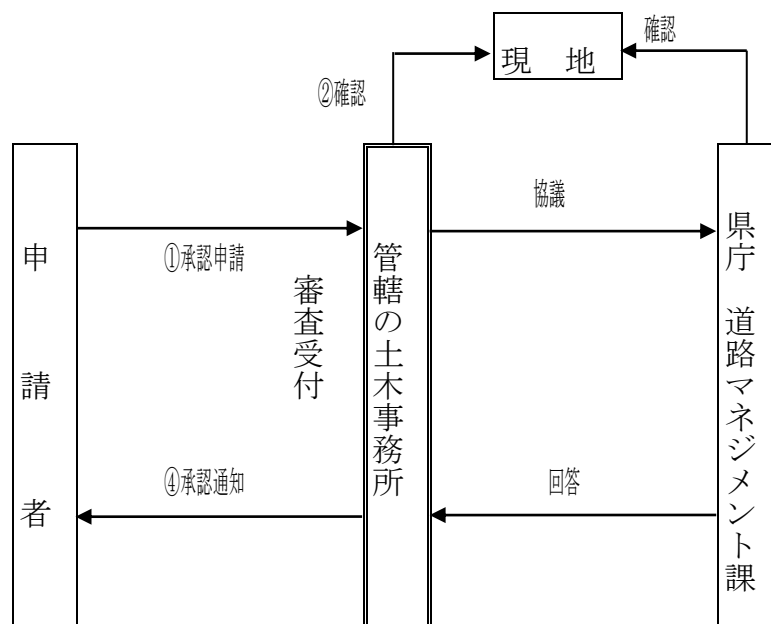
2 道路管理者以外の者が行う工事の承認

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	道路法（第24条）	担当課 担当係	道路マネジメント課 道路管理係 0742-27-7499
制度の概要	道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持（政令で定める軽易なものを除く。）を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければならない。		
目 的	道路に関する工事及び道路維持に関する権限は、道路管理者に専属しているが、道路管理者以外の者が道路工事又は道路の維持を行う必要がある場合に、道路管理者の承認を受けるとともに、道路を構造上安全で常時良好な状態に維持することを目的とする。		
対 象 地 域	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の区域		
規 制 内 容	1 道路管理者以外のものが行う道路工事とは 道路管理者以外の者が道路工事等を施行する場合として、 （1）その者が道路を損傷するなどの原因者であることに基づき道路管理者からその工事等の施工命令による場合 （2）申請者側の事情、都合に基づき、道路管理者の承認を得て行う場合がある。 2 承認が必要な工事等とは （1）道路の法面の埋め立て又は法面の切り取り （2）取り付け道路又は通路等の設置 （3）車両等出入口設置のための歩道の切り下げ又は縁石、ガードレールの撤去、移設工事 （4）並木、街灯、花壇等の移転、改良の工事 （5）都市計画事業、土地区画整理事業等による道路の改築、改良工事等がある。		
許 可 等 の 基 準	道路管理者は、次の要件を満たす工事について、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が構造上安全で道路交通上支障がなく現状より悪化しないこと。 2 工事等施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等完成後に工事物件等を道路管理者に引き継ぐことが可能であること。 5 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法第24条関係承認基準」に適合すること。		

手続のフロー図

道路法の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認申請
1 一般国道（指定区間外）及び県道の場合



③ 道路使用の了解

所轄警察署

※許可申請の内容により、県庁への協議を要する場合がある。

- 2 一般国道（指定区間）の場合
奈良国道事務所の担当課に問い合わせること。
- 3 市町村道の場合
各市町村の担当課に問い合わせること。